

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第 179 条の 5 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 7 に掲げる事項)

2022年 7 月28日

東洋刃物株式会社

2022年7月28日

宮城県富谷市富谷日渡34番地11
東洋刃物株式会社
代表取締役社長 清野 芳彰

株式売渡請求に関する事前開示事項

(会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項)

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する当社の特別支配株主である株式会社フェローテックホールディングス（以下「フェローテックホールディングス」といいます。）から、2022年7月28日付で、会社法第179条第1項に基づき、当社の株主全員（フェローテックホールディングス及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を、以下「本売渡株式」といいます。）の全部をフェローテックホールディングスに売り渡すことを請求（以下「本売渡請求」といいます。）する旨の通知を受け、同日付で、会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、本売渡請求を承認することを決議いたしました。

本売渡請求に関する会社法第179条の5第1項及び会社法施行規則第33条の7に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所（会社法第179条の5第1項第1号）

名称：株式会社フェローテックホールディングス

住所：東京都中央区日本橋二丁目3番4号

2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）

(1) 特別支配株主完全子法人に対して本売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

(2) 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、同項第3号）

フェローテックホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき2,254円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

(3) 新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

該当事項はありません。

- (4) 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

2022年8月24日

- (5) 本売渡対価の支払いのための資金を確保する方法（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

フェローテックホールディングスは、本売渡対価を、自己資金により支払うことを予定しております。なお、フェローテックホールディングスは、2022年6月6日付公開買付届出書の添付書類として、同月2日現在のフェローテックホールディングスの預金残高に係る同月3日付残高証明書を提出しており、また、同月2日以降、フェローテックホールディングスにおいて、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす事象は発生しておらず、今後発生する可能性も認識しておりません。

- (6) その他の本売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の2第1項第6号、会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、フェローテックホールディングスが指定した方法により、本売渡対価を支払うものとします。

3. 本売渡対価の総額の相当性に関する事項及び本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項（会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第1号）

- (1) 本売渡対価の総額の相当性に関する事項その他の会社法第179条の2第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

本売渡請求は、フェローテックホールディングスが2022年6月6日から2022年7月15日までを買付け等の期間として実施した当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、当社が2022年6月3日付で公表いたしました「株式会社フェローテックホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「本意見表明プレスリリース」といいます。）の「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本売渡請求は、フェローテックホールディングスが当社株式の全て（但し、フェローテックホールディングスが所有する当社株式、並びに当社が所有する自己株式を除きます。）を取得し、当社を非公開化することを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本売渡対価は、本公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格に設定されております。

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、本取引は当社の企業価値の向上に資するものであるとの結論に至りました。当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け及び本取引後の経営方針」の「(ア) 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2022年1月17日に、フェローテックホールディングスから本公開買付けを含む本取引に関する協議及び交渉の申入れを受けたため、当該申入れの内容について検討するにあたり、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、2022年3月中旬に、フェローテックホールディングス及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を、フェローテックホールディングス及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）をそれぞれ選任いたしました。

さらに、森・濱田松本法律事務所の助言も踏まえ、当社は、2022年3月23日に、当社が企業価値の向上及び当社の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討及び判断を行うための体制を構築するための特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）（本特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置し、本取引に係る協議・交渉を行う体制を構築いたしました。

上記のような体制の下、当社は、2022年3月下旬以降、本公開買付価格の条件について、本特別委員会より事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における本特別委員会からの意見・指示・要請等に基づき、森・濱田松本法律事務所及びみずほ証券から助言を受けながら、フェローテックホールディングスとの間で複数回に亘る協議・交渉を重ねてきました。また、当社は、2022年5月17日にフェローテックホールディングスから本公開買付価格を1株当たり1,628円とする提案を受領したものの、みずほ証券による当社株式価値の試算結果及び経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」（以下「M&A指針」といいます。）を公表した2019年6月28日以降における支配株主による上場子会社の完全子会社化又は非公開化を目的とした他の公開買付けの事例43件におけるプレミアムの水準（公表日前営業日、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの平均値（40.9%～44.1%））との比較を行った結果、十分な水準とは言えないとして増額を要請いたしました。その後、フェローテックホールディングスは、当社から提案内容の再検討を要請されたことを踏まえ、2022年5月26日に本公開買付価格を1,740円としたい旨の2回目の提案を行いました。フェローテックホールディングスからの2回目の提案に対して、同月

28日、当社は、みずほ証券による当社株式価値の試算結果のうち、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく本源的価値を重視しており、本特別委員会として当社の少数株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するため、少数株主の利益保護の観点から、本公開買付け価格を2,254円で検討するよう要請を行いました。その結果、当社は、2022年5月31日に、フェローテックホールディングスから、本公開買付け価格を1株当たり2,254円とする最終提案を受け、かかる提案に対し、同日に、フェローテックホールディングスと当社との間で、本公開買付け価格を2,254円とする旨の合意をしました。

以上の検討・交渉過程において、本特別委員会は、適宜、当社や当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるみずほ証券からの株式価値評価に係わる報告を受け、確認及び意見の申述等を行いました。具体的には、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、当社が作成した2022年3月期から2025年3月期までの事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について本特別委員会の確認を受け、その承認を受けております。また、フェローテックホールディングスとの交渉にあたっては、本特別委員会において審議の上決定した交渉方針に従って対応を行っており、フェローテックホールディングスから本公開買付け価格についての提案を受領した際には、その都度、直ちに本特別委員会に対して報告を行い、本特別委員会からの意見・指示・要請等に従って対応を行いました。

そして、当社は、本特別委員会から、2022年6月2日付答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

その上で、当社は、みずほ証券から受けた財務的見地からの助言及び2022年6月2日付で提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）並びに森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言を踏まえ、本特別委員会の意見を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の是非及び本公開買付け価格を含む本取引の取引条件の妥当性について慎重に検討いたしました。

その結果、当社は、フェローテックホールディングスと当社との間で2019年3月15日に締結した資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。）の目的を効果的に実行するために必要な、未発表の投資・開発計画、技術情報、マーケティング戦略、調達情報、顧客の情報といった機微情報の交換や、技術等ノウハウを有する人材の交流が十分に行うことができていないこと、コーポレートガバナンスの観点からもフェローテックホールディングスが当社と経営資源を共有することに関し、今後、より一層当社の少数株主の利益を考慮した慎重な検討が求められることが想定されることから、本資本業務提携の効果を十分に発揮するには、本取引を通じて、フェローテックホールディングスと当社一般株主との潜在的な

利益相反に対する懸念に留意することなく、フェローテックホールディングスとの間で従来以上に踏み込んだ連携関係を構築することが必要不可欠と考えるに至りました。当社は、2022年6月2日、フェローテックホールディングスの完全子会社となることにより、調達網、人材、ノウハウ及び技術等の経営資源の有効活用が可能となるため、フェローテックホールディングスの完全子会社となることは、当社の企業価値向上に資するものと判断しております。

なお、当社が本取引を通じて期待するシナジー効果は以下を想定しております。

(ア) 中国及びアジア諸国での販路拡大

機微情報の交換や人材交流の深化により、当社の持つ工業用機械刃物製造における技術力とフェローテックホールディングスが海外で展開する販売力を活用することにより、市場の掘り起こし、同業他社の既存商圏への参入がより一層効果的に行えると考えております。まずは、当社の主力品種でもあるスリッターナイフの中国での展開、景況感に左右されにくい食品ナイフなどの展開を進めながら、他品種の中国及び近隣諸国のマーケットリサーチを実施し、販売品種及び販売網を相乗的に拡大することが可能となると考えております。

(イ) グループファイナンスの活用による資金調達の安定化

当社は、創立以来97年の間、新規事業展開が十分に実行できているとは言い難い状況にあり、その主たる要因として資金調達が間接金融中心であり、借入資金はその使途が制約されていることが挙げられますが、本取引を実行することで、フェローテックホールディングスのグループファイナンスにより、(ア)に記載した中国及びアジア諸国での販路拡大を実現するための設備投資を行うことが可能になると考えております。

(ウ) 主力品種を中心とした設備投資の実現

主力品種の利益拡大を考慮した設備投資、生産効率化のための生産体制の集約などにより、国内事業についても、競合他社と互角以上に戦える水準に引き上げることが可能となると考えております。当社がこれまで真面目に地道に築き上げた顧客からの信頼を前提に、フェローテックホールディングスの資金力を活用することにより事業領域を拡大できると確信しております。

(エ) 人材育成、人材確保への投資

当社の資金調達が間接金融中心で、借入資金の使途が制約されていたため、設備投資を十分に行えない状態にありました。また、物的資源が不足する状況ゆえ、当社が必要と考える十分な経験・ノウハウを持った人材育成及び人材確保が課題となっておりました。2017年以降、技能検定取得に向けた社外講師による実地研修、高専教授による指導、階層別教育（管理職、監督職、一般職）実施による役割認識、評価、被評価研修による意識向上を目指しているものの、生産性を一層向上させる水準には至っておりません。本取引によりフェローテックホールディングスの完全子会社となり、上場を廃止することによって不要となる上場維持コストの一部を人材育成のリソース確保に振り向けることで人材育成に資する計画の立案、実施が可能となると考えております。また、フェローテックホール

ディングスグループ（フェローテックホールディングスグループ並びにフェローテックホールディングスグループの子会社及び関連会社をいいます。以下同じとします。）の一員になることで当社の信用力、知名度が全国的に高まり、優秀な人材の確保につながると考えております。

加えて、当社は、今般の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における市場区分の見直しに関し、新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として、流通株式時価総額10億円以上の基準が設けられている中、新市場への移行基準日である2021年6月30日現在における当社の流通株式時価総額が5.4億円であることを踏まえると、直ちに上場廃止となるわけではないものの、当該基準への抵触により、将来的に当社の上場維持が困難となり、上場廃止に至るおそれがあり、本取引を行うことによって、当社の一般株主の皆様当社株式の上場廃止に伴う不利益が生じることを回避しつつ、当社株式の売却機会を提供することが、当社の一般株主の皆様にとっての合理的な選択肢であると考えております。そのため、当社は、2022年6月3日開催の取締役会において、2021年12月17日に東京証券取引所に提出した「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」を撤回することを決議しております。

なお、上場廃止に伴い当社は資本市場から資金調達を行うことができなくなりますが、資本面ではフェローテックホールディングスが支援できること、負債面ではフェローテックホールディングスの完全子会社となり、今後はフェローテックホールディングスのグループファイナンスを中心に資金調達を行うことを想定していることから、当社の資金調達面に関する上場廃止の影響は限定的と考えております。

また、当社は、本公開買付価格が、（i）みずほ証券による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、（ii）本公開買付価格が、東京証券取引所スタンダード市場（2022年4月1日までは東京証券取引所市場第二部です。以下同じとします。）における、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2022年6月2日の当社株式の終値1,876円に対して20.15%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じとします。）、同日までの過去1ヶ月間（2022年5月6日から2022年6月2日まで）の終値の単純平均値1,492円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同じとします。）に対して51.07%、同日までの過去3ヶ月間（2022年3月3日から2022年6月2日まで）の終値の単純平均値1,272円に対して77.20%、同日までの過去6ヶ月間（2021年12月3日から2022年6月2日まで）の終値の単純平均値1,180円に対して91.02%のプレミアムがそれぞれ加算されており、M&A指針の公表日である2019年6月28日から2022年4月30日までの支配株主による上場子会社の完全子会社化又は非公開化を目的とした他の公開買付けの事例43件におけるプレミアム水準（公表日前営業日、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの平均値（40.9%～44.1%））との比較においても合理的な水準のプレミアムが付されていると考えられること、（iii）本公開買付価格の決定に際しては、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するた

めの措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(iv) 本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、当社とフェローテックホールディングスとの間で協議・交渉が複数回行われた上で決定されていること、(v) 本公開買付価格の決定にあたっては、当社は、当社とフェローテックホールディングスの間における本取引に係る協議及び交渉の経緯並びに内容等を本特別委員会に対して適時に報告を行い、本特別委員会を開催して協議及び交渉の方針等を協議した上で、本特別委員会は協議及び交渉の重要な局面で意見を述べ、当社は本特別委員会の意見、指示及び要請を最大限尊重してフェローテックホールディングスと協議及び交渉を行っており、本特別委員会がフェローテックホールディングスとの交渉過程に実質的に関与した結果として、フェローテックホールディングスから2,254円という本公開買付価格の最終的な提案を受けていること、(vi) 本公開買付価格が、本特別委員会から取得した本答申書においても、本取引は当社少数株主にとって不利益なものとはいえないと判断されていること等を踏まえ、本公開買付けが、当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格での当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上の経緯の下で、当社は、2022年6月3日開催の取締役会において、本公開買付けを含む本取引は、本取引を実施することで上記(ア)乃至(エ)のシナジーを実現することが可能となると考えていることから、当社の企業価値の向上に資するものであり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格での当社株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対しては、本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

その後、当社は、2022年7月15日、フェローテックホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社株式828,923株の応募があり、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。

この結果、フェローテックホールディングスは、2022年7月25日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式の議決権所有割合(注)が90%以上となり、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

(注)「議決権所有割合」は、当社が2022年5月13日に公表した「2022年3月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された2022年3月31日現在の発行済株式総数(1,865,900株)から、同日現在の当社が所有する自己株式数(431,969株)を控除した株式数(1,433,931株)に係る議決権の数(14,339個)を分母として計算し、また、小数点以下第三位を四捨五入しております。

このような経緯を経て、当社は、フェローテックホールディングスより、2022年7月28日付で、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本取引の一環として、本売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、2022年7月28日、会社法第370条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって、(a)本売渡請求は、本取引の一環として行われるものであるところ、上記のとおり、当社は、当社が本取引によりフェローテックホールディングスの完全子会社となることが、当社の企業価値の向上に資するものであると判断しており、当該判断を変更すべき事情は特段生じていないこと、(b)本売渡対価は、本公開買付価格と同一であり、本公開買付価格の決定に際しては、本答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主にとって合理的な価格であり、本売渡株主の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、(c)フェローテックホールディングスは、本売渡対価を、自己資金を原資として支払うことを予定しており、当社としても、フェローテックホールディングスが2022年6月6日付の本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出した、2022年6月2日現在のフェローテックホールディングスの預金に係る2022年6月3日付預金残高証明書により、フェローテックホールディングスの銀行預金残高を確認していること、また、フェローテックホールディングスによれば、本売渡対価の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないこと等から、フェローテックホールディングスによる本売渡対価の支払いのための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、(d)本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められず、本売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、(e)本公開買付けの開始日以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと、(f)本特別委員会が、本売渡対価による本売渡請求についても検討をした上で、本取引は少数株主に不利益ではない旨の本答申書を提出していることを踏まえ、本売渡請求は、本売渡株主の利益に配慮したものであり、本売渡請求の条件等は適正であると判断し、フェローテックホールディングスからの通知のとおり、本売渡請求を承認することを決議いたしました。

以上のとおり、当社は、本売渡対価の総額及び上記「2. 会社法第179条の2第1項各号に掲げる事項（会社法第179条の5第1項第2号）」の「(2)本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額又はその算定方法及びその割当てに関する事項（会社法第179条の2第1項第2号、同項第3号）」についての定めは、相当であると判断しております。

(2) 本売渡請求の承認に当たり本売渡株主の利益を害さないように留意した事項

本売渡請求は、本取引の一環として、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として、本売渡対価を本公開買付価格と同一の価格に設定して行われるものであるところ、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社及びフェローテックホールディングスは、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、以下のような措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、フェローテックホールディングスにおいて実施した措置に関する記載については、フェローテックホールディングスから受けた説明に基づいております。

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

当社は、本取引に関する当社の意思決定の恣意性を排除し、意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2022年3月23日、外部の有識者である柴田堅太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）、中田貴夫氏（公認会計士、中田公認会計士事務所）及び岡裕信氏（税理士、クライム・ヒル株式会社 代表取締役）の3名によって構成される本特別委員会を設置し、本特別委員会に対し、以下の事項（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問しました。

(i) 本公開買付けについて当社取締役会が賛同するべきか否か、及び当社株主に対して本公開買付けへの応募を推奨するべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと

(ii) 当社取締役会による本取引についての決定が当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べること

なお、上記の勧告及び意見に際しては、①本取引の目的の正当性、②本取引の手の適正性及び③本取引に係る公開買付け価格等の条件の妥当性のそれぞれを踏まえるものとししました。

当社が、本特別委員会の委員に外部の有識者を選任したのは、本取引において特別委員会が果たすべき役割を踏まえ、当社の社外役員よりもより専門性及び経験を有し適切と認められると判断したからです。なお、本特別委員会の委員は、当社及びフェローテックホールディングスから独立しており、本取引の成否に関して、一般株主とは異なる重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選定しており、本特別委員会の委員を変更した事実はありません。さらに、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、当社取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、(a) 当社取締役会における本取引に関する意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこととすること、(b) 本特別委員会が本取引に係る取引条件が妥当でないとして判断した場合、当社取締役会は当該取引条件による本取引の承認を行わないこととすることを決議しております。

さらに、当社取締役会は、本特別委員会に対し、(ア) 当社がフェローテックホールディングスとの間で行う交渉の過程に実質的に関与すること（フェローテックホールディングスとの交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自らフェローテックホールディングスと交渉を行うことを含む。）、(イ) 本諮問事項に関する答申を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担する。）、又は、当社の財務又は法務等に関するアドバイザーを指名し又は承認（事後承認を含む。）すること、(ウ) 必要に応じ、当社の役員から本取引に関する検討及び判断に必要な情報を受領すること、並びに（エ）その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と本特別委員会が認める事項についての権限を付与することを決議しております。

本特別委員会は、2022年3月25日より2022年5月31日までの間に合計9回（審議時間の合計約11時間半）開催されたほか、各会日間においても、電子メール等の方法により、報告、協議及び検討がなされた上で、本諮問事項についての協議及び検討を慎重に行いました。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2022年6月2日付で、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対し、大要、以下の内容の本答申書を提出しました。

(ア) 答申

①本取引の目的の正当性、②本取引の手続の適正性及び③本取引に係る公開買付価格等の条件の妥当性を総合考慮した結果、本公開買付けに対して賛同し、応募を推奨する旨の意見表明の決定を含む本取引は、当社少数株主にとって不利益なものとはいえないと考える（以下「本答申」といいます。）。

(イ) 答申の理由（答申にあたり考慮した要素）

本特別委員会は、本答申を行うにあたり、①本取引の目的の正当性、②本取引の手続の適正性及び③本取引に係る公開買付価格等の条件の妥当性を主要な要素として検討した。

(A) 本取引の目的の正当性

本特別委員会が当社及びフェローテックホールディングスから説明を受けた、大要以下のような本取引の必要性・背景事情及び本取引のメリットからすれば、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当性、合理性を有するものと認められる。

- ・ フェローテックホールディングスと当社との間の本資本業務提携契約に基づく資本業務提携で企図していた共同購買、新製品の共同開発、人材交流に関して、フェローテックホールディングスと当社がともに上場会社であることから、独立した事業運営を行う必要があり、現状では、秘匿性の高い技術や情報の共有ができず、また、秘匿性の高い技術等ノウハウを有する人材を社外に転籍させられないため人材交流を行うことができない等、調達網、人材、ノウハウ及び技術等の経営資源の相互活用について一定の制約があったこと。
- ・ 本資本業務提携契約の目的を効果的に実行するためには、未発表の投資・開発計画、技術情報、マーケティング戦略、調達情報、顧客の情報といった機微情報を交換する必要性が高く、技術等ノウハウを有する人材の交流も必要である一方、当社が上場を維持した状態ではより一層当社の少数株主の利益を考慮した慎重な検討が求められることとなり、これらに向けた意思決定を行うことが更に困難になることが想定されること。
- ・ 株式の上場を維持するために必要なコストは増大しており、今後、株式の上場を維持することが、当社の経営上の負担になるものと考えられること。
- ・ 新市場区分であるスタンダード市場の上場維持基準として、流通株式時価総額 10 億円以上の基準が設けられている中、新市場への移行基準日である 2021 年 6 月 30 日現在における当社の流通株式時価総額が 5.4 億円であることを踏まえると、当社が上場維持基準を充足するような手段を講じることができない場合には、当該基準への抵触により、上場廃止に至るおそれがあること。
- ・ 本取引を行うことによって、当社の一般株主に当社株式の上場廃止に伴う不利益が生じることを回避しつつ、当社株式の売却機会を提供することが、当社の一般株主にとっての合理的

な選択肢であると考えられること。

- ・ 当社がフェローテックホールディングスの完全子会社となれば、当社の持つ工業用機械刃物製造における技術力とフェローテックホールディングスが海外で展開する巨大な販売力をかけ合わせて行う、市場の掘り起こし、同業他社の既存商圏への参入がより一層効果的に実施することが可能になると考えられること。
- ・ 当社は、本取引を実行することで、フェローテックホールディングスのグループファイナンスにより、中国及びアジア諸国での販路拡大を実現するための大規模な設備投資が可能になること。
- ・ 当社は、上場維持コストの一部を人材育成のリソース確保に振り向けることで、人材育成に資する計画の立案、実施が可能となるとともに、フェローテックホールディングスグループの一員になることで当社の信用力、知名度が全国的に高まり、優秀な人材の確保につながると考えられること。

(B) 本取引の手続の適正性

本取引の交渉過程等の手続について、当社は、以下のとおり、公正性及び適正性を担保するために必要かつ相当な対応をしているものと認められる。

- ・ 本公開買付価格につき、本特別委員会会議での審議・検討内容を尊重した上で、本公開買付価格がより高いものとなるようフェローテックホールディングスとの協議を行ったこと。
- ・ フェローテックホールディングスから提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに対する意見を決定するにあたり、当社及びフェローテックホールディングスから独立した第三者算定機関であるみずほ証券に当社の株式価値の算定を依頼し、2022年6月2日付で当社株式価値算定書を取得したこと。また、みずほ証券は、第三者算定機関として独立性に問題がないと認められること。
- ・ 本取引に関する意思決定過程の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、本特別委員会を設置し、諮問を行ったこと。
- ・ 当社及びフェローテックホールディングスから独立した当社のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けていること。
- ・ 当社の取締役のうち、フェローテックホールディングスの役員を兼務している鈴木孝則氏は、当社取締役会における本取引の検討に関する議題の審議には（事実上の参加を含め）一切参加しておらず、また、本取引の意見表明に関する2022年6月3日開催予定の取締役会における審議及び決議にも（事実上の参加を含め）一切参加しない予定であり、当社の立場において本取引の検討、本取引に係るフェローテックホールディングスとの協議・交渉に参加していないこと。
- ・ 当社株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株

式についてフェローテックホールディングス以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを意図して、本公開買付けにおける買付け等の期間を、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定していること。また、当社とフェローテックホールディングスとは、当社がフェローテックホールディングス以外の対抗的買収提案者と接触することを制限するような合意は行っていないこと。

- ・ フェローテックホールディングスは、フェローテックホールディングスと利害関係を有さない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしており、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ (majority of minority)」の買付予定数の下限を設定することで、当社の少数株主の意思を重視した買付予定数の下限の設定を行っているものと思料されること。
- ・ 本公開買付け後にその結果を踏まえて、当社をフェローテックホールディングスの完全子会社とするためのスキームとして、特別支配株主による株式売渡請求又は株式併合が予定されており、反対する株主に対して価格決定の申立てを行う機会が保障されていること。

(C) 本取引に係る公開買付価格等の条件の妥当性

(a) 本公開買付価格

本公開買付価格である 2,254 円は、以下の理由から不公正な価格とは言えないと考える。

- ・ みずほ証券による株式価値算定結果においては、当社の 1 株当たりの株式価値を、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法では 1,565 円～2,943 円、市場株価基準法では 1,180 円～1,876 円と算定しており、本公開買付価格は、市場株価基準法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること。また、この株式価値の算定につき、みずほ証券が本特別委員会に行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと。
- ・ みずほ証券が当社株式価値を算定するにあたり前提とした当社事業計画（2022 年 3 月期から 2025 年 3 月期までの 3 年間）その他各種の変数等について、本公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いているなどの不合理な点は認められなかったこと。
- ・ 本公開買付価格は、本公開買付けの公表予定日の前日である 2022 年 6 月 2 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の普通取引終値 1,876 円に対して 20.1%（小数点以下 2 位未満切捨、以下のプレミアムの計算において同じ。）、2022 年 5 月 6 日までの過去 1 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 1,492 円に対して 51.0%、2022 年 3 月 3 日までの過去 3 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 1,272 円に対して 77.2%、2021 年 12 月 3 日までの過去 6 ヶ月間の普通取引終値の単純平均値 1,180 円に対して 91.0%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっていること。かかるプレミアムは、M&A 指針公表日以降における同種の完全子会社化のための公開買付けの事例におけるプレミアム水準との比較においても合理的な水準と考えられること。また、本公開買付価格は、当社の直近 5 年間の株価推移に

照らしてもその最高値を超える水準にあること。

- ・ 本公開買付価格は、(B)に記載の公正性担保措置を取り、かつ、本特別委員会の意見を最大限尊重した上で複数回にわたり行われたフェローテックホールディングスとの協議及び交渉を経て決定されたものであること。

(b) 完全子会社化手続において少数株主に交付される金額

本公開買付けにおいて当社株式の全てを取得できなかった場合に実施することが予定されている完全子会社化手続においては、少数株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されていることから、当該金銭の額については、本公開買付価格と同様の考え方により、公正性が担保された額であると考えます。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 算定に関する事項」に記載のとおり、公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するため、フェローテックホールディングス及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券より、2022年6月2日付で当社株式価値算定書を取得しました。

なお、みずほ証券は、フェローテックホールディングス及び当社の関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、みずほ証券のグループ企業である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）は当社及びフェローテックホールディングスに対して通常の銀行取引の一環としての融資取引等は実施しておりますが、本取引に関し利益相反に係る重要な利害関係を有しておりません。みずほ証券は、金融商品取引法第36条第2項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第70条の4の適用法令に従い、みずほ証券とみずほ銀行間の情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、みずほ銀行の貸付人の地位とは独立した立場で当社の株式価値の算定を行っているとのことです。また、みずほ証券は、社内における情報隔壁措置等の適切な利益相反管理体制を構築し、かつ実施しており、ファイナンシャル・アドバイザー業務を担当する部署は、株式等の政策投資を所轄する同社の別部署とは独立した立場で当社の株式価値の算定を行っているとのことです。本特別委員会は、みずほ証券及びみずほ銀行との間並びにみずほ証券の社内において適切な弊害防止措置が講じられていること、並びに当社とみずほ証券は一般取引先と同様の取引条件での取引を実施していることを踏まえ、みずほ証券について、第三者算定機関としての独立性が確保されていることを確認しております。本取引に係るみずほ証券の報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。なお、当社は、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、フェローテックホールディングス及び当社において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施してお

り、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えていることから、みずほ証券から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

当該株式価値算定書の概要については、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（3）算定に関する事項」をご参照ください。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程における公正性を担保するため、当社及びフェローテックホールディングスから独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定の過程、意思決定の方法その他本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、当社及びフェローテックホールディングスの関連当事者には該当せず、本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。また、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所の独立性に問題がないことを確認の上、当社のリーガル・アドバイザーとして承認いたしました。本取引に係る森・濱田松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含みます。）の承認

当社は、森・濱田松本法律事務所から得た本取引に関する意思決定の過程及び方法その他の留意点についての法的助言、当社株式価値算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書等を踏まえ、フェローテックホールディングスによる本公開買付けに関する諸条件の内容について慎重に協議・検討を行った結果、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」の「③ 当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2022年6月3日開催の当社取締役会において、取締役10名のうち審議及び決議に参加した9名の取締役の全員一致で、本公開買付けに関して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

上記の当社取締役会においては、当社の取締役10名のうち、鈴木孝則氏はフェローテックホールディングスの取締役を兼務していることから、利益相反の疑いを回避するため、上記取締役会における審議及び決議に一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して、フェローテックホールディングスとの協議及び交渉は一切参加しておりません。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

フェローテックホールディングス及び当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないこととすることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

⑥ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行うための措置

フェローテックホールディングスは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、フェローテックホールディングスが本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、当社株式の全ての株式売渡請求をすること又は株式併合及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請をすることを予定しており、当社の株主に対して株式買取請求権又は価格決定請求権が確保されない手法は採用しないこと、(ii) 株式売渡請求又は株式併合をする際に、当社の株主に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主（フェローテックホールディングス及び当社を除きます。）の所有する当社株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることを明らかとしていることから、当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しているとのことです。

また、フェローテックホールディングスは、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としているとのことです。公開買付け期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付け価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行うための機会を確保しているとのことです。

⑦ マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）を達成する買付予定数の下限の設定

本公開買付けにおいて、フェローテックホールディングスは、本意見表明プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社の完全子会社化を企図しているため買付予定数の下限を479,400株（所有割合：33.43%（注））に設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（479,400株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。かかる買付予定数の下限（479,400株）は、フェローテックホールディングスと利害関係を有さない当社の株主が所有する当社株式の数の過半数、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（majority of minority）」（当社決算短信に記載された2022年3月31日現在の当社の発行済株式総数（1,865,900株）から、当社決算短信に記載された当社が所有する同日現在の自己株式数（431,969株）及びフェローテックホールディングスが所有する2022年6月3日現在の当社株式数（476,600株）を控除した株式数（957,331株）に係る議決権の数（9,573個）の過半数に相当する数（4,787個）に相当する当社株式数（478,700株）を上回るものとなるとのことです。このように、フェローテックホールディングスは、フェローテックホールディングスと利害関係を有さない当社の株主から過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととし、当社の少数株主の皆様を重視した買付予定数の下限の設定を行っているとのことです。

(注) 「所有割合」とは、当社決算短信に記載された2022年3月31日現在の当社株式の発行済株式総数(1,865,900株)から、当社決算短信に記載された当社が所有する同日現在の自己株式数(431,969株)を控除した株式数(1,433,931株)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。

4. 本売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め相当性その他の本売渡対価の交付の見込みに関する事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第2号)

フェローテックホールディングスは、本売渡対価を、自己資金により支払うことを予定しているところ、2022年6月6日付公開買付届出書の添付書類として提出された同月2日現在のフェローテックホールディングスの預金残高に係る同月3日付残高証明書を確認した結果、同社が本売渡対価の支払のための資金に相当する額の銀行預金を有していること、加えて、フェローテックホールディングスによれば、同月2日以降、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は発生しておらず、また今後発生する可能性も認識されていないとのことであること等から、フェローテックホールディングスによる本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると判断しております。

5. 本売渡請求に係る取引条件についての定め相当性に関する事項(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第3号)

本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付し、当該方法により本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地にて、フェローテックホールディングスが指定した方法により、本売渡対価を支払うものとされているところ、上記の本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本売渡請求に係る取引条件は相当であると判断しております。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法第179条の5第1項第4号、会社法施行規則第33条の7第4号)

該当事項はありません。

以 上